

平成 29 年度 福祉施設商品販売会「岐阜福祉の森」  
委託業務仕様書

**事業名** 平成 29 年度 福祉施設商品販売会「岐阜福祉の森」

**出店事業者**

岐阜県セルフ支援センター会員事業所に限る

**業務内容**

岐阜県セルフ支援センター会員事業所が取り扱う福祉施設商品の販売イベント業務全般

1 会場手配

- (1) 販売会場は、集客力のある県内大型ショッピングセンター等で、来場者が多く見込める会場を手配すること。(やむを得ず会場費が生ずる場合はこれを負担すること)
- (2) 会場管理者との折衝及び会場使用に関する打ち合わせを行うこと。

2 日数

- (1) 販売会は、年間 6 回程度 (延べ 30 日) 以上実施すること。
- (2) 1 回あたりの実施期間は、土曜・日曜を含み連続する 4 日間以上とする。
- (3) 販売時間は、会場店舗の営業時間にあわせ、17 時以降可能な限り販売すること。(販売開始は、原則 10 時以降)

3 会場設営・撤去

- (1) 会場設営・撤去作業 (商品は除く) を行うこと。
- (2) 必要な備品について準備し、必要に応じ保管すること。  
【必要な備品等】  
レジスター (バーコード対応)、販売に必要なワゴン等
- (3) 次の物品の貸与を受け、会場に設営し、必要に応じ修理し、保管すること。  
「岐阜福祉の森」立て看板・旗・ポール・クロス等

4 販売ブースの運営・管理

- (1) 販売員の確保 (商品の販売、接客、クレーム対応等含む)
- (2) 商品販売レイアウトの作成・運営
- (3) 売上金の保管・管理
- (4) 販売期間中の問い合わせ等の対応

5 売上の管理及び報告

- (1) 販売は、レジスターを設置して行い、各商品はバーコードを作成し管理することとし、商品に貼付するバーコードラベルは事前に出店者に送付すること。
- (2) 売上については、出店事業者別に集計した日報、期間内集計等を作成し、販売期間終了後すみやかに報告するとともに、売上金を出店者に送金 (手渡し) すること。

6 岐阜県セルフ支援センター及び出展者との調整

- (1) 開催期日・期間及び会場は、開催期日の概ね 2 ヶ月前までに連絡すること。各会場の出店事業者は、開催期日の概ね 1 ヶ月前までに岐阜県セルフ支援センターが決定する。
- (2) 商品出店者の職員・利用者等の販売の関わりについては、各会場ごとに協議する。